

神戸港におけるフライ&クルーズ促進事業 補助金交付要綱

令和4年4月1日 港湾局長決定

(通則)

第1条 神戸港におけるフライ&クルーズ促進事業の補助金（以下「補助金」という。）の交付については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、神戸港発着のフライ&クルーズ企画の企画・広告宣伝に要する費用に対して支援を行うことで、神戸港を発着するクルーズ船への誘客を促進し、神戸港を発着するクルーズ船の利用拡大と神戸港の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

クルーズ：船内での1泊以上の宿泊を伴い、寄港地での観光等だけでなく船内での余暇活動の提供を目的として運航される客船（原則、フェリー等の定期航路事業は除く。）による船旅。

フライ&クルーズ企画：神戸港発着クルーズと飛行機を組み合わせた企画旅行商品。飛行機の利用については、往復利用だけでなく、往路のみ、復路のみの場合も対象。

神戸港発着クルーズ：クルーズの起点または、終点に神戸港が含まれるクルーズ。

(対象期間)

第4条 補助対象期間は、催行終了日を基準日として令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

(対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、フライ&クルーズ企画の企画と募集広告を行うもので、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 神戸港発着クルーズと飛行機を組み合わせたフライ&クルーズ企画であること。
- (2) 利用空港が神戸空港または関西国際空港であること。
- (3) 募集型企画旅行であること。

2 前項の補助事業においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止にあたり、各関連業界の感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底するとともに、新しい旅のエチケットなど旅行者自身が感染防止のために留意すべき事項の周知、促進を行うこと。なお、市長がこれを怠ったと判断した場合は、交付対象外とする。

3 前項の規定は、新型コロナウイルス感染症に対するワクチンや治療法が確立され、新型コロナウイルス感染症が収束したと市長が認めた場合は、この限りではない。

(対象事業者)

第6条 補助事業の対象となる者は、当該商品を販売する旅行会社（関係法令に適合する資格を有する法人又は団体。以下「旅行商品造成者」という。）、その他市長が認める者とする。

(対象要件)

第7条 対象要件は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) フライ&クルーズ企画の募集広告を行うこと。
- (2) フライ&クルーズ1企画につき、一回までの申請とする。
- (3) 同一経費に対する補助の重複は認めない。
- (4) フライ&クルーズ企画の催行実績があること。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、企画・広告宣伝費の1/2とし、予算の範囲内で措置する。なお、上限額については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 20万円を上限とする。
- (2) 企画内容に、以下①または②を含む場合、(1)に加えてそれぞれ上限10万円ずつ加算し、最大40万円を上限とする。
 - ① 神戸発着クルーズ実施前または後に神戸市内で宿泊を伴うもの。
 - ② 明石海峡を航行する瀬戸内クルーズ。

(交付申請)

第9条 補助金の交付を申請しようとする旅行商品造成者（以下「申請者」という。）は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、補助金交付申請書（様式第1号）及びこれに定める書類を添え、フライ&クルーズ企画の催行開始7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、対象要件等満たすことが確認できる場合はこの限りではない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の交付申請があった場合は、当該申請にかかる書類の内容を審査し、補助金規則第6条に基づき補助金の交付決定を行うときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金規則第6条第3項に基づき補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、補助金不交付決定通知書（様式第3号）をもって申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第11条 前条第1項で交付決定を受けた申請者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定変更申請書（様式第4号）を、同条第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）申請書（様式第5号）を、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業等中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第 12 条 フライ&クルーズ企画の催行後、補助事業者が、補助金規則第 15 条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、補助事業実績報告書（様式第 8 号）及びこれに定める書類を添え、速やかに市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 13 条 市長は、補助金規則第 16 条による補助金の交付額の確定を行ったときは、補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）により、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 14 条 前条の交付額確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、前条の確定通知を受けた後、30 日以内に補助金請求書（様式第 10 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は 30 日以内に補助金を補助事業者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、補助事業者が虚偽の交付申請を行った等の事象が判明したときは、補助金規則第 19 条に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により補助金交付決定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(関係書類等の整備)

第 16 条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、証拠書類及びその他補助事業の実施に係る関係書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から 5 年間保管しなければならない。

3 市長は、必要があるときは、補助事業者に対し前項の帳簿及び書類の提出を求めることができる。

附 則

この交付要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。